

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2024年 06月 21日

静岡県知事殿

提出者

住所 静岡県静岡市清水区蒲原4-26-6

氏名 株式会社ホテイフーズコーポレーション

山本 達也

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

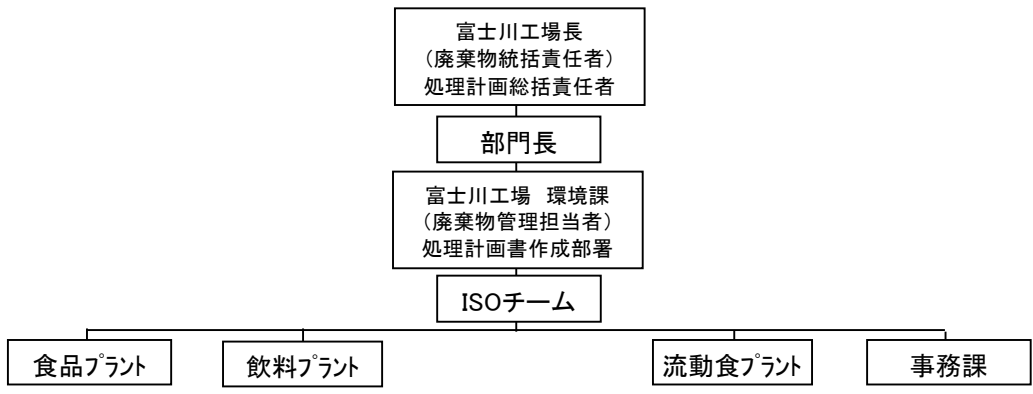
電話番号 054 - 385 - 3131

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社ホテイフーズコーポレーション富士川工場		
事業場の所在地	静岡県	富士市	南松野2500
計画期間	2024/4/1 ~ 2025/3/31		
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
① 事業の種類	食料品製造業		
② 事業の規模	製品出来高 ; 203,483,155kg		
③ 従業員数	274名		
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり		

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	動・植物性残渣	5,872.940 t
	汚泥（泥状のもの）	19,557.706 t
	廃油	1.395 t
	廃プラスチック類	210.538 t
	紙くず	0.491 t
	木くず	20.510 t
	金属くず	0.480 t
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.880 t
	蛍光灯	0.232 t
	廃電池類	0.053 t
	管理型混合廃棄物	22.390 t
	（これまでに実施した取組） ・有価物化をはかり、排出量を抑える。 （動植物性残渣）	

	【目標】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	動・植物性残渣	5,684.000 t
	汚泥（泥状のもの）	17,072.600 t

②計画	廃油	1.200 t
	廃プラスチック類	200.000 t
	紙くず	0.400 t
	木くず	20.000 t
	金属くず	0.400 t
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.800 t
	蛍光灯	0.200 t
	廃電池類	0.050 t
	管理型混合廃棄物	22.000 t
	(今後実施する予定の取組) 現状と同じ。	
	産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 動植物性残渣、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、蛍光灯、廃電池類、管理型混合廃棄物の保管場所を種類毎に分けて、分別している。	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状と同じ	

		0.000 t	
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量
	動・植物性残渣	0.000 t	1,422.000 t
	汚泥（泥状のもの）	0.000 t	18,214.236 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
(これまでに実施した取組) ・ 中間処理量の増加（動植物性残渣）			
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量
	動・植物性残渣	0.000 t	1,493.000 t
	汚泥（泥状のもの）	0.000 t	15,300.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t

②計画		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
	(今後実施する予定の取組) ・脱水機の整備 (汚泥) ・中間処理量の増加 (動植物性残渣)		

						0.000 t
		(今後実施する予定の取組)				
産業廃棄物の処理の委託に関する事項						
①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
	動・植物性残渣	864.030	4,446.520	0.000	0.000	4,450.940
	汚泥（泥状のもの）	65.520	1,319.370	0.000	0.000	1,343.470
	廃油	0.000	1.395	0.000	0.000	1.395
	廃プラスチック類	0.000	114.620	0.000	24.800	210.538
	紙くず	0.000	0.000	0.000	0.000	0.491
	木くず	17.660	20.510	0.000	0.000	20.510
	金属くず	0.010	0.000	0.000	0.000	0.480
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0.000	0.000	0.000	0.000	1.880
	蛍光灯	0.000	0.232	0.000	0.000	0.232
	廃電池類	0.000	0.053	0.000	0.000	0.053
	管理型混合廃棄物	22.390	0.000	0.000	0.000	22.390
	(これまでに実施した取組) ・熱回収化（廃プラスチック類） ・有価物化（動植物性残渣） ・優良認定処理業者への処理委託（木くず）					

		【目標】				
産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量					
	① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)	
動・植物性残渣	1,000.000	4,187.000	0.000	0.000	4,191.000	
汚泥（泥状のもの）	500.000	1,250.000	0.000	0.000	1,772.600	
廃油	0.000	1.200	0.000	0.000	1.200	
廃プラスチック類	0.000	120.000	0.000	25.000	200.000	
紙くず	0.000	0.000	0.000	0.000	0.400	
木くず	0.000	3.000	0.000	0.000	3.000	
金属くず	0.000	0.400	0.000	0.000	0.400	
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0.000	0.000	0.000	0.000	1.800	
蛍光灯	0.000	0.200	0.000	0.000	0.200	
廃電池類	0.000	0.050	0.000	0.000	0.050	
管理型混合廃棄物	22.000	22.000	0.000	0.000	22.000	
(今後実施する予定の取組) ・有価物化（動植物性残渣） ・優良認定処理業者への処理委託（汚泥） ・再利用化（紙くず）						
②計画						
※事務処理欄						

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

④産業廃棄物の一連の処理の工程

